

## 福岡県性暴力対策会議運営方針(案)

### 1 会議の公開について

本会議は原則公開とする。会議の公開の方法については、原則として、以下のとおりとする。

ただし、座長又は専門委員会の委員長が必要と認めるときは会議、会議資料、議事録の全部又は一部を非公開にすることができる。

- (1) 会議の傍聴及び取材は、別紙「福岡県性暴力対策会議傍聴要領」を遵守した上で認めるものとする。
- (2) 会議資料は、傍聴者及び取材者に配付するとともに、県ホームページで公開する。
- (3) 会議終了後1か月以内に議事録から議事要旨を作成し、委員に確認の上、県ホームページで公開する(発言者名は無記名)。
- (4) 開催日程は、県ホームページにおいて事前に周知する。

### 2 運営方針

- (1) 会議は、原則として年1回以上開催することとする。
- (2) 教育・啓発、被害者支援、加害者対策などの特定の施策について協議・検討を要する場合、または、指針改定の原案を検討する場合は、必要に応じ専門委員会を設置する。この専門委員会には、協議内容に応じ、会議委員以外の専門家を招集することができる。
- (3) 会議は、必要に応じて、検討事項に沿った講師を招聘する。

#### 【会議概要】

名称	役割	構成員	開催回数
性暴力対策会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性暴力となる行為に関する考え方、指針等の策定</li> <li>・教育・啓発、被害者支援及び加害者対策の実施状況を踏まえた、施策の協議・検討</li> </ul>	会議委員	年1回以上
専門委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門家による協議・検討の必要に応じで設置</li> </ul>	協議内容に応じた会議委員及び専門家を招集	必要時

福岡県性暴力対策会議 傍聴要領

1 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議会場入室後は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により妨害しないこと
- (2) 私語、喚声その他の行為により騒ぎたてないこと
- (3) 座長及び専門委員会の委員長（以下、「委員長」という）の事前の許可なく、会議の状況を写真撮影、録画又は録音しないこと
- (4) 会場において、飲食、喫煙等をしないこと
- (5) 会場において、携帯電話を使用しないこと
- (6) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと
- (7) 座長、委員長及び事務局の指示に従い、その他会議の支障となる行為をしないこと

2 会場の秩序維持

- (1) 傍聴者及び報道関係者は、会議を傍聴するにあたっては、座長、委員長及び事務局の指示に従わなければならない。
- (2) 傍聴者及び報道関係者が上記1の規定に違反し、座長及び委員長が退場を命じたときは、退場しなければならない。